

ご契約に際してご確認いただきたい事項、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、動産総合保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので、ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

なお、ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

\*取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

## 1. 動産総合保険の概要

### 1 動産総合保険の概要

保険の目的（以下「保険の対象」といいます。）を保管している間、およびそれに付随して運送している間に、次に掲げる偶然な事故により、保険の対象に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

- ・火災、落雷、破裂または爆発
- ・盗難
- ・車の飛び込み、飛行機の墜落
- ・破損

など

### 2 主な特約条項およびその概要

主な特約条項およびその概要を記載しています。保険条件によってセットできる特約条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ①臨時費用限定不担保特約条項（原則としてすべての契約にセットされます。）  
臨時費用保険金をお支払いしません。ただし、次に掲げる事故によって生じた損害については、臨時費用保険金をお支払いします。  
・火災、落雷、破裂・爆発  
・風災、雹災、雪災  
・外部からの物体の飛来、衝突  
・水濡れ  
・騒擾等
- ②営業時間外金庫外保管不担保特約条項（原則としてすべての契約にセットされます。）  
保険契約申込書に記載された保管場所の営業時間外において、金庫外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害については保険金をお支払いしません。
- ③テロ危険等不担保特約条項（原則としてすべての契約にセットされます。）  
・1つの敷地内において、保険金額（ご契約金額をいいます。）が10億円以上の場合、テロ行為の結果として生じた損害については保険金をお支払いしません。  
・情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害については保険金をお支払いしません。
- ④サイバー攻撃等不担保特約条項（原則としてすべての契約にセットされます。）  
直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃等の結果として生じた損害については保険金をお支払いしません。ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ⑤運送中の単純破曲損不担保特約条項（原則としてすべての契約にセットされます。）  
火災、爆発、輸送用具の脱線、転覆、墜落、衝突などによって損害が生じた場合を除き、保険の対象が運送されている間に生じた破損またはまがり・へこみによる損害については保険金をお支払いしません。
- ⑥使用人等の不誠実行為不担保特約条項（原則としてすべての契約にセットされます。）  
被保険者の同居の親族、使用人などが行った窃盗、強盗、その他の類似行為によって、保険の対象に生じた損害については保険金をお支払いしません。
- ⑦万引危険不担保特約条項（原則としてすべての契約にセットされます。）  
万引その他の類似行為によって、保険の対象に生じた損害については保険金をお支払いしません。
- ⑧物損害追加特約条項（原則としてすべての契約にセットされます。）  
・棚卸しもしくは検品の際に発見された品不足による損害、偽造・変造貨幣または偽造・変造有価証券による損害、現金・有価証券等の勘定違いによる損害については、保険金をお支払いしません。

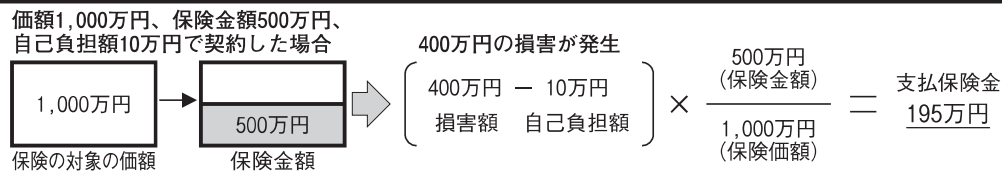
- ・火災、落雷、破裂または爆発の事故によって保険の対象に損害が生じた場合に修理付帯費用保険金をお支払いします。
- ⑨管球類単独損害不担保特約条項（原則としてすべての契約にセットされます。）  
真空管・ブラウン管・電球・LED蛍光灯などの管球類に単独に生じた損害については保険金をお支払いしません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合には、保険金をお支払いします。
- ⑩太陽光発電設備盗難危険不担保特約条項（原則として個人用特定動産を除くすべての契約にセットされます。）  
太陽光発電設備・装置に生じた盗難による損害については保険金をお支払いしません。

## 2. 保険期間

- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（保険契約申込書またはセットされる特約条項等にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

## 3. 保険金額の設定

- 保険金額は、保険の対象の価額に合わせて設定していただきますようご注意ください。  
※保険契約申込書・契約内容変更依頼書に「保険価額」と表示がある部分は、「ご契約時の保険の対象の価額」・「契約内容変更時の保険の対象の価額」となります。
- 保険の対象の価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については保険金のお支払い対象となりません。なお、保険の対象の価額を超える部分についてはご契約を取り消すことができる場合があります。
- 損害額は、事故発生時の時価額（以下「保険価額」といいます。）を基準に定めます。
- 保険金額が保険価額に満たない場合は、保険金の額は、保険金額を限度に下図の算式によって計算した額となりますので、事故の際に自己負担額（免責金額）を控除した損害額の全額について保険金をお支払いできない場合があります。



## 4. 自己負担額（免責金額）の設定

- 原則として、1事故につき保険金額の1%以上で自己負担額を設定していただきます。
- 全損の場合および火災、落雷、破裂または爆発の事故による損害の場合は自己負担額は適用されません。

## 5. 保険料

- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。保険の対象の品目、保管場所、収容建物の構造等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と違ってないか改めてご確認ください、相違がある場合は必ず訂正・変更していただきますようお願いいたします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項等をセットした場合を除いて、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。
- 保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。
- 分割払の場合には、保険料の額、払込手段等により、保険料が割増となる場合があります。
- 分割払の場合で、保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未払込保険料を請求させていただく場合があります。
- 第2回以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできなかつたり、保険契約が解除される場合があります。
- 保険料をお支払いいただく際は、特定の特約条項等をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。
- ご契約方式によっては、保険期間終了後、契約時にお支払いいただいた保険料（暫定保険料）と保険料を定めるために用いる保険料算出基礎の確定数値に基づき算出した保険料（確定保険料）との差額を精算させていただく場合があります。
- この保険の最低保険料は特に定める場合を除き、5,000円となります。

## 6. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただく場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 7. 告知義務・通知義務・通知事項

### 1 告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

- ① 保険の対象（名称・型式・品質・数量）
- ② 運送経路
- ③ 保管場所・展示場所（所在地・名称・用途）
- ④ 保険の対象を収容する建物の構造 など  
→ 保険契約申込書に★印がある項目となります。

- (2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

### 2 通知義務・通知事項（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。ご連絡や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

<通知事項>

- ① 保険の対象の保管場所、展示場所または運送経路の変更
- ② 保険の対象を収容する建物の構造または用途の変更
- ③ 担保地域の変更
- ④ その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実<sup>(※)</sup>の発生  
(※) 保険契約申込書および契約内容変更依頼書に★印がある項目に関する事実をいいます。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

- (2) 通知事項以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめご連絡ください。ただし、保険の対象の譲渡や、ご契約者の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- (3) 重大事由による解除等  
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

## 8. 保険金のお支払い

保険金額または保険価額のいずれか低い額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。ただし、保険金額が保険価額より低い場合は、保険金額を限度に次の算式により損害保険金をお支払いします。

$$\text{損害保険金} = (\text{損害額} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

- (注1) 損害額は、保険価額を基準に定めます。
- (注2) 保険の対象の損傷を修理することができる場合には、修理によって保険の対象の時価額が増加したときはその増加額（保険の対象の種類や維持・管理の状況等によって上限を定めています。）、修理に伴って生じた残存物があるときはその価額を差し引いて保険金をお支払いします。詳しくは、普通保険約款および特約条項をご確認ください。
- (注3) 全損の場合および火災、落雷、破裂または爆発の事故による損害の場合は、損害額から自己負担額を差し引きません。
- \* 1事故でん補限度額が設定されている場合は、1事故でん補限度額を限度として保険金をお支払いします。

## 9. 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款および特約条項等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご確認ください。

- ① ご契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 保険の対象の欠陥、自然の消耗・さび・変色・虫食いなどによる損害
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変または暴動
- ④ 地震、噴火、これらによる津波、水災による損害
- ⑤ 保険の対象の加工着手に生じた損害
- ⑥ 置き忘れ、紛失による損害（置き忘れ、紛失後の盗難を含みます。）
- ⑦ 偶然な外来の事故によらない電気的作用または機械の稼働に伴って発生した電氣的または機械的事故による損害
- ⑧ 詐欺または横領による損害
- ⑨ 修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣による損害  
(火災、破裂または爆発事故が生じた場合を除きます。) など

## 10. 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、盗難届出証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	修理見積書、写真、領収書、函面(写)、取扱説明書、被害品明細書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、損益計算書、復旧通知書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	固定資産課税台帳登録事項証明書、売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

- (3) 前記(2)の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 11. クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

### 【お申し出できる期間】

クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。

ご契約を申し込まれた日

本書面を受領された日

### 【お手続き方法】

クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内に必ず損保ジャパンの本社に郵便ではがきを送付（8日以内の消印有効）または損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）経由（8日以内の発信日有効）でご確認ください。

### 【お申し出を受付できない場合】

- 取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。
- すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

### 【宛先およびご通知いただく事項】

<宛先> 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付デスク（本社）行

#### <ご通知いただく事項>

- ・ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ・ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号
- ・ご契約を申し込まれた年月日
- ・ご契約を申し込まれた保険の次の事項  
保険種類、証券番号（保険契約申込書控の右上に記載してあります。）  
または領収証番号（証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。）
- ・取扱代理店・仲立人名



### 【お支払いになった保険料の取扱い】

クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客様にお返しします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客様にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日（開始日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。

### 【クーリングオフができないご契約】

次のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- 保険期間が1年以内のご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- 質権が設定されたご契約 など

## 12. 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。
- 損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、前記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 13. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 14. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

## 15. その他ご注意いただきたいこと

- 保険の対象が譲渡された場合、保険契約は失効となるため、保険契約の権利義務は譲受人に移転しません。保険契約の権利義務を保険の対象の譲受人に譲渡する場合には、申請・承認の手続きが必要となりますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- お申込みにあたっては、保険契約申込書の記載内容が正しいかをご確認のうえ、ご契約者自らが保険契約申込書に署名もしくは記名・捺印ください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合や、ご契約が解除となる場合があります。
- 保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 16. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

### ●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトから承ります。

【公式ウェブサイト】  
<https://www.sompo-japan.co.jp/contact>



(注) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能をご利用いただけない場合があります。

### ●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会  
そんぽADRセンター】

 **0570-022808**  
<通話料有料>

受付時間  
平日：午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始は休業)

インターネットホームページアドレス  
<https://www.sonpo.or.jp/>

### ●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

**0120-727-110**

おかけ間違いにご注意ください。

受付時間  
平日：午後5時～翌日午前9時  
土日祝日：24時間  
(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。